

## 豊田文書について

脇 谷 末 雄

### はじめに

この文書は北九州市戸畠区幸町七一一豊田清兼氏が所蔵しているものである。豊田氏は昭和十一年三月、宇佐郡北馬城村（現宇佐市）の生家を実妹大場ハナエに預け戸畠市に移転したが、同家の文書も先祖祭などの関係で妹が保管していた

昭和五十年七月、ハナエは病の床にあったとき、駆け付けた兄に文書の一切を引き渡した。

昭和五十二年十月二十一日、豊後高田市立図書館主催、同市郷土研究会共催の古文書解説講習会を開催したとき、筆者の姉婿が所蔵している「豊田家伝」を教材として提供した。

昭和六年二月十三日、福川一徳氏が豊後高田市に来訪された。その折、私の家に立寄られたので、この「豊田家伝」をお目にかけた。すると福川氏は、このほかの古文書の有無について質問されたので、直ちに電話で問い合わせた結果、古文書をかなり所持していることが判明した。

福川氏は帰京前の同月二十三日、豊田文書の調査を望まれたので案内したところ、大友氏関係の書状・感状等、「豊田家伝」の素材となつた原文書を真さに閲覧することができた粗雑な報告ではあるが、歴史研究の資料として、少しでも役立てば幸いである。

ここに本稿執筆に当つて、お世話になつた赤嶺重信・安藤信郎・福川一徳氏に併せて謝意を表したい。

当時、講師は大分県立図書館資料課勤務の赤嶺重信氏であつた。

## 一、豊田文書の解説

昭和六十年二月二十三日、福川氏と私は豊田家を訪ねた。

豊田清兼氏が仏壇の奥から取り出した木箱の蓋をあけると、古文書がぎっしり入れられてあつた。

福川氏は、煤けた文書を一枚々々丹念に観察し、予め用意した封筒に、整理番号を記入して仕分けされた。整理が終ると、文書の形状・寸法等を計測、写真撮影をした。一段落すると、豊田氏に文書との関係等を詳細に聞かれ、最後に古文書の保存方法を諭された。

その後、文書は新調した蓋覆の木箱に入れられている。では豊田文書について概略を述べておきたい。

その数は三十五点、内二点は写しで、本紙の外、包紙のあるもの五点、包紙のみ一点、札紙等は残っていなかった。中世文書は二十二点、近世文書は十三点ある。先ず、中世期文書は、永禄六年（一五六三）から天正十一年（一五八三）までの二十年間に発給されたものである。文書の授受は、大友義統・田原親質（紹忍）・波多鎮直が、豊田式部丞（輔兼）に宛てたものが大部分を占めており、大友氏が豊田氏に深く

拘わりを持っていたことが分る。殊に宛名が豊田式部丞・長野和泉守・平山左京亮・長野七郎・疋田左馬助、或は豊田式部丞・榆木右近佐への連署と多岐にわたっていることは注目に値する。更に用件別では、出陣の要請、戦功に対する感状が多く、戦国争乱の時代を窺い知ることができる。これ等の文書を列記すると次のようになる。

年月日	差出人	受取人	記事
永禄六年五月二十九日	親賢	輔兼	長野陣での感状
天正四年十月十八日	鎮直	輔兼	大藏親子の妨害
天正四年十月二十九日	鎮直	輔兼	尾長居入番
天正四年十月晦日	紹忍	輔兼	尾長居入番
天正四年十一月十五日	紹忍	輔兼	紹忍受領状
天正八年十一月二十七日	紹忍	輔兼	紹忍受領状
天正八年十二月十五日	紹忍	輔兼	華蔵寺謀略
天正八年十二月十五日	鎮直	輔兼	華蔵寺謀略
天正八年十二月二十日	義統	輔兼	華蔵寺謀略（感状写）
天正八年十二月二十日	義統	輔兼	華蔵寺謀略（感状写）
天正十一年四月七日	紹忍	輔兼	古瀬原の防戦
天正十一年十一月二十七日紹忍	豊田善七郎	官途状	

以上十二通の文書は、輔兼、或は善七郎に宛てたものであるが、その他宛の文書は次の六通である。

年月日 差出人 受取人 記事

天文三年四月二十一日 義鑑 松尾彦右衛門尉 勢場ヶ原の戦（感状）

天文年中九月六日 親賢 鎧口日向守 論地に関するもの

天正四年三月二十七日 義統 飯田但馬入道

妙見岳における（感状）

天正年中十一月三十日 義統 魚返伊豆入道

彦表における（感状）

二月二日 ○○惟永・○○鎮永紹忍 言上書

○○惟永・○○鎮永紹忍 華藏寺の謀略

天正八年十二月六日 義統

輔兼の代は正に相つぐ争乱の時代であった。大友氏は豊前・豊後を支配していたが、その国境を重視し、配下の輔兼等をしばしば鎮定に動員したようである。輔兼は大友氏の求めに応じ忠誠を尽した。然るに戦国大名として西海はもとより四国まで威力を誇った大友氏は日向戦敗退後は家臣等の中からも非難された。それに田原・田北両氏を自ら滅亡させたことは不覚の極みであった。天正十四年（一五八六）薩摩軍の

豊後侵入により大友氏は致命的損傷を蒙り、その後文禄二年（一五九三）太閤秀吉から所領を没収され、初代能直以来十二代で滅亡した。

近世文書は「豊田家伝」を書いた賀右衛門清宣の父貞兼の時期以後のものと推測される。この内一、二について述べると、先ず、「六郷山靈場記録」（仮題）は、惜しいことに欠損が甚だしいが、残部を整理すると約九十ヶ所の靈場が判明する。この記録はおそらく延宝年間（一六七三—一六八〇）以後のものであろう。その内容は過去に発表されている写本を増補するものであり興味深い。一例をあげると、「四十四番靈場・轆轤岩屋・是より鞍懸の岩屋廿五丁程山越案内」とりてよし、四十五番靈場・来縄郷奥畠村・鞍懸山馬頭寺・本尊馬頭觀音・無住、當寺破壊本尊もなし、但是ハ昔掘崩城ニセシよし是より岩屋」とあり、これは曾てない記録である。

また伊勢信仰を示すものとして、豊後を管轄する福島塙燒太夫が、御初穂料の神納について九月七日付で善内宛に出した書状がある。善内は賀右衛門清宣の長子であるからこの書状は清宣が亡くなつた宝暦十一年（一七六一）六月二十九日以後のものと推定される。

豊田清兼氏所蔵文書目録

番号	年月日	表題	授受	備考
1	天文 3, 4, 21	大友義鑑感状	義鑑(花押4)→松尾彦右衛門 尉	タテcmヨコcm 16,2×41,4
2	天文24, 11, 13	杉重輔官途状	刑部丞→余菟田右京進	27,6×39,6
3	9, 6	田原親賢書状	親賢(花押1)→笠口日向守	22,1×50,2
4	永禄 6, 5, 29	田原親賢感状	親賢→豊田式部丞	13,9×37,5
5	天正 2, 潤11, 4	有永麟貞段錢催促状	有永河内入道麟貞→豊田式部丞	26,6×38,4 包14,7×24,2
6	天正 4, 10晦日	田原紹忍書状	紹忍→長野和泉守 平山左京亮 長野七郎 豊田式部少輔	23,7×37,8 包15,1×23,1
7	天正 4, 10, 29	波多鎮直書状	足田左馬助 鎮直→長野大和守 平山左京亮 長野七郎 豊田式部少輔	包15,1×25,5 25,5×35,2
8	(天正4年々) 3, 27	大友義統感状	義統(花押4)→飯田但馬入道	12,8×48,3 包23,0×8,7
9	(天正4年々) 11, 15	田原紹忍書状	紹忍(花押3)→豊田式部丞	12,5×38,7
10	10, 18	波多鎮直書状	鎮直→豊式	24,8×34,0
11	天正 8, 12, 6	大友義統書状(写)	義統→田原近江入道	27,2×38,5 包15,4×24,0
12	天正 8, 12, 15	田原紹忍感状	紹忍→西屋敷式部丞	24,3×38,8 包15,5×24,2
13	天正 8, 12, 15	波多鎮直書状	鎮直→西屋敷式部丞	24,3×38,5
14	天正 8, 12, 20	大友義統感状	義統(花押5の2)→戸板式部丞	12,4×50,2
15	天正 8, 12, 20	大友義統感状(写)	義統→戸板式部丞	15,9×41,2
16	11, 27	田原紹忍受領状	紹忍(花押3)→豊田式部丞	14,5×42,0
17	11, 30	大友義統感状	義統(花押5の3)→魚返伊豆入道	13,2×50,0
18	6, 6	戸次鑑連書状	鑑連→不明(破レ)	27,3×33,0
19	天正 11, 4, 7	田原紹忍書状	紹忍→豊田壱岐守 榆木右近佐	25,1×34,4
20	(天正11年々) 11, 27	田原紹忍官途状	紹忍→豊田善七郎	15,0×43,0
21	2, 2	○○惟永・○○鎮永署書状	惟永・鎮永→紹忍	24,2×39,4
22		包(長野家証文有り)		22,7×31,7
23		西屋敷村田畠家馬数調覈		16,0×23,0
24		西屋敷村已歲免定		35,5×47,8
25		正月十一日御神事		27,5×37,9
26		献立之次第		
27	9月吉日	宝曆 4年11月豊田屋敷図		23,3×34,1
28	4, 24	福鳴塩焼太夫書状	福鳴塩焼太夫○○→善内	28,1×39,6
29	享保 3, 5, 21	某書状		15,7×56,8
30	寛保 1,	法華經普門品奥書	瑞松→	35,5×46,7
31		過去牒(1冊) (表紙共15頁)		13,4×21,7
32	(寛延 4年々)	豊田家伝(1冊) (102頁)		13,7×20,2
33	(寛延 4年々)	大友氏系図		27,2×39,8
34	(寛延 4年々)	豊田氏系図		15,5×160,0 系図1巻物
35	(延宝以後)	六郷山靈場記録 (1冊) 破レ 183カ所中約 90カ所残		27,1×34,4 系図2本系全文 15,0×31,5

注 1、年代は花押型・文書内容によって推定した。

2、花押型は「大分県史料」10所収の花押編年表に拠つた。

田原親賢書状

更に、享保三年（一七一八）沙門瑞松が書写した法華經普門品奥書には人生の儻さが端的に表現されている。

大友義鑑感状

(端裏)

「(黒引)」

去六至山香口歎取／懸候刻別而碎手候者／忠儀誠無比類候、  
弥忠／貞肝要候、必追而一段／可賀之候、恐々謹言、

四月廿一日

義鑑(花押4)

松尾彦右衛門尉殿

田原親賢感状

雖為無足度々／出陳預馳走候、／剩於長野陣／被疵粉骨之次  
第／干今無忘却候、弥／被励忠貞候者相應／可頤心、差事不  
存／餘儀候、猶有永河内守／可申候、恐々謹言、

五月廿九日

親賢(花押)

豊田式部丞殿

(杉重輔)

(花押)

(『大分県史料』(8)45号文書に同じ)

有永麟貞段錢催促状(折紙)

(包紙)

「豊田式部丞殿 麟貞」

官途

藏人

天文廿四

十一月十三日刑部丞奉

菟余田右京進殿

天正貳年申戌

有永河内入道

向野之庄七町／八段冊三代之内／西屋敷名之事、／惣名並二  
六反／分御段錢可被相／益候、向後為存知／之狀如件、

與生ト野論地之／事、重疊ト野／押領之由候間、郡／中被官  
申談可／被相留候、不可有油斷候、／恐々謹言

九月六日

親賢(花押1)

笠口日向守殿

潤十一月四日

麟貞（花押）

豊田式部丞殿

田原紹忍書状（折紙）

（折返し）

今度以波多／大學御同陣／別而馳走之由／乍案中感悅候、  
然者大學佐事／為尾長居入番／易差遣候、日數／十日替ツ  
候、一番／手可有同心事／

可為祝着候、各／每事心懸之次第／  
必對大學佐可申候、恐々謹言、

十月晦日

紹忍（花押）

長野和泉守殿

平山右京亮殿

長野七郎殿

豊田式部少輔殿

平山左京亮殿

長野七郎殿

豊田式部少輔殿

平山左京亮殿

大友義統感狀

（包紙）  
〔飯田但馬入道殿 義統〕

波多鎮直書状（折紙）

足田左馬助殿

猶々まれ／儀候間、御馳／走可然候、

出原近江入道事／至妙見岳差籠候／處以在城普請／己下別而  
辛勞之／由感入候、弥馳走／可令悅喜之趣猶／紹忍可申候、  
恐々／謹言、

三月廿七日

義統（花押4）

「（端うわ書）  
波多大学助」

豐田式部丞殿

鎮直

田原紹忍書状

大友義統書状写

今度於尾長居／切寄波多大学佐／差籠候處、以同陳／別而辛  
勞之趣令／感悅候、重々來十八／於宇佐表出馬之／議定候條

〔包紙〕  
「田原近江入道殿」

所及心御／馳走憑入候、何様／可顯其意之段委敷／波火可被

申候、恐々謹言、

霜月十五日

紹忍（花押3）

豊田式部丞殿

波多鎮直書状（折紙）

大藏親子連々わや之條成敗之儀

忍公／被申付候、方

之儀不隱便候、紹忍被官之／由候條、早速擄取可被

急度染筆候、仍向野村／花藏寺之事、重々謀略／

角之儀候／條馳走干要候、於巨／細者

介可申候、恐々／謹

差出事肝要候、同類之／族誠置候條、自然逐電之／

儀候而者不可有曲候、猶以／閉目之「事」在之「事」以口／

上申候堺目覺不可過之候、／間、繼夜於日堅固可被／

申付事專一候、為御存知候、／恐々謹言、

十一月六日

義統御判

言、

田原近江入道殿

十月十八日

鎮直（花押）

田原紹忍感狀（折紙）

〔異筆〕  
「屋形様御書」〔包紙〕  
「西屋敷式部丞殿 紹忍」

豊式まるる

〔折返し〕

華藏寺誅伐之／刻別而辛勞／之由其聞候、／寔感悅候、／必

追而一綫(穂)可賀之候、恐々謹言、

十二月十五日

紹忍(花押)

弥可勵／粉骨之事肝要候、猶塩手兵部少輔可申候、恐々謹言、

西屋敷式部丞殿

(折返し)

十二月廿日

義統(花押5の2)

戸板式部丞殿

波多鎮直書狀(折紙)

(折返し)

大友義統感狀寫

猶々花藏寺／寺職之儀(徒)□／疋田方被申候／儀共候へ共御意  
ニ／應間歎／候間可得／其意候、

昨日者花藏寺／就御成敗之儀被官／之者共差越候之処／乍安

中被添心候、／事新敷不及申候、／至忍公茂則披露候、／

為辛勞賀書を差／遣候条珍重候、於弥／貞心之儀類存候、然  
者／手火矢之儀能々被／申談子細承度候、／為一礼一人差遣  
／度候、頼存候、恐々謹言、

十二月十五日  
鎮直(花押)

(折返し)

堺岐守望之由／可存知候、恐々謹言、

十一月廿七日  
豊田式部丞殿

紹忍(花押3)

(端つわ書)  
「西屋敷式部丞殿 鎮直」

大友義統感狀

於今度向野表／動之砌、別而馳走／軍勞之由候、感／入候、

前廿三從彦表被打／入候之刻惡黨依／付送□□別而碎／手被

勵粉骨之条／魚返兵部少輔被疵、／阿南兵庫助戰死事候／誠

(折返し)

忠儀無比類候、必取／鎮至其方一稜可賀／之候、恐々謹言、

豊田壱岐守殿

十一月卅日 義統(花押5の3)

魚返伊豆入道殿

戸次鑑連書状写

善内允望之由／可存知候、恐々／謹言、

十一月廿七日 紹忍(花押)

豊田善七郎殿

雖可申候、和尚被成光臨／□□□□□御返書遲々

以外候、仍般覆之事、承仰候、／就夫も數年之在陣無所持候

／何方へも難有令存候、然者御／物語之河原毛可致拌領之

由一段恭候、今度御簪固一／圓馬無所持候間満足此事候、／

併以面上可申談候、恐々謹言、

六月六日 鑑連

(後欠)

田原紹忍書状(折紙)

○○惟永・○○鎮永連署書状  
長野内記兵衛尉方題目之儀重々／可被遂言上候哉、至宗<sub>(葛西)</sub>筌以  
一通可／令申之由蒙仰候、得其意候、雖然／能々閑目可申之  
通 上意之由／承候之条、至兩政所茂御入魂尤／專要存候、  
為兩人聊不可存疎意候、／猶期而拌之時候、恐々謹言／

二月二日 惟永(花押)

鎮永(花押)

御出勢近々候条、／各別而可預／馳走事可／為祝着候、每事

紹忍

／不可有油断候、／恐々謹言

まいる御返人々

申し給へ

紹忍(花押)

卯月七日

包紙

「長野家證文有」

四石武斗

畠方早損割引

小以九拾壱石武斗七升六合

残高式百八石武斗八合 毛付

西屋敷村田畠家馬數調覧

此取百三拾壱石壱斗七升壱合  
免六つ三分

一 高式百九拾九石四斗八升四合

内田畠式百七拾五石九斗

同畠方式拾三石五斗八升四合

一家数百九拾壱軒 一人數三百人

一 馬數四拾壱疋

西屋敷村已歲免定

巳歲免定

一 高式百九十九石四斗八升四合 西屋鋪村  
内 小庄屋組頭給

内

五石 三升九合 池成

八拾石三升七合 當檢見引

式石 當增引

III 大こん

早朝

汁 大こん いてう

みそ

こんふ

串かき

焼しを

山志やう

梅干

御粥

御造酒

中わん 一こん

小わん式こん

御くわし せんへい

正月十一日御神事／献立之次第

正月十一日御神事／献立之次第

午時

(異筆)  
寛政十年四月六日

白あへ

皿 こんにやく 汁 大こん たんさく こんふ とうふ

坪 昆布

平 牛房 山いも

酒 小わん 一こん 香きしやき

飯わん 三こん 小串

坪 昆布

酒 小わん 一こん 香きしやき

飯わん 三こん 小串

享和二年かのへいぬ十一月□□

生日かのとの卯たい□□□ おしか

享和二年かのへいぬ十一月□□

福嶋塩焼太夫□□書状(折紙)

尚々御初尾到来／目出度致 神納候、

一筆致啓上候、仍嘉例／御祈禱御祓大麻／為御祝儀土産致、

進上之候、弥於／神前長久御家安全／之旨可抽丹誠候、尚期、

／後喜之時候、恐惶謹言、

福嶋塩焼太夫

九月吉日 □□(花押)

善内様

尚々金丸村へ者明朝此方より駿平差遣し置候節、差圖ヲ／受持參候様御申付可有之候、／弥間遼ニ相成候者當方ニも

四月廿四日

某書状

態申入候、然者明廿五日其村／人足達者成もの計拾八人／罷出候様御取計可有之候、／人足集□ニ金丸村へ切置候／

□□□□□□□□

楠角物毫丁我等方迄持／參候様御取計可有之候、尤／拾八人之内ニ而石持夫拾人／是者すかり棒持集候様御申付／可有之候、

坪 昆布

酒 小わん 一こん 香きしやき

飯わん 三こん 小串

坪 昆布

酒 小わん 一こん 香きしやき

飯わん 三こん 小串

坪 昆布

酒 小わん 一こん 香きしやき

飯わん 三こん 小串

／差支ニ相成候間無間遠様／御申付可有之候、以上、

法華經普門品奧書

(前次)

(法華經普門品末尾三百余字)

享保三

五月廿一日

瑞松

いそけ人弥陀の御舟のかよふ世に／のりおくれなはいつかわ  
たらぬ／月影のいたらん里ハなけれとも／詠る人のこゝろに  
そすむ／西え行筋ひとつたにたかわすハ／骨とかわとに身ハ  
ならばなれ／

一一、「豊田家伝」の概略

寛延四年（一七五一）陰曆五月上旬、豊田賀右衛門多々良  
清宣は、豊田家の事蹟を永く子孫に伝えようと「豊田家伝」  
と題し、小冊子（五十一丁）に自家の由緒や事跡を記録した。  
家伝は前の文書と、老父から聞かされた豊田家の事跡を書き  
記したものである。

華藏寺住職比丘元守が、永正年中に兩尊の像の彩画を完成  
したい旨願望したので宗治・明兼親子はこれを助成した。永

州豊田庄を退き豊前宇佐に逃れた。そして暫く宇佐宮大宮司  
を頼って宇佐に滞在していたという。然るに豊田大炊助多々  
良清兼に至って、豊後國大守大友修理太夫親世に出頭して由  
緒等委しく言上したところ、上間に達して親世から清兼に弥  
勒寺領向野庄を与えられ、西屋敷に居住した。ここは往昔よ  
り清原氏が代々居住した所で、その跡を豊田氏に宛がわれた。  
清兼は神仏の崇高なるを崇敬していた。先祖からの氏神、  
弁財尊天を祀り、御馬下八幡社を崇敬、更に法脈の途絶えて  
いた華藏寺を再建、無陰爾禪師を開山祖と仰ぎ深く仏乗をよ  
ろこんだ。清兼は清原氏から妻を迎へ一子をもうけ、宝徳二  
年（一四五〇）嫡子宗兼に家を譲った。宗兼も清原氏の娘を  
娶り、二子を成した。延徳元年（一四八九）嫡子宗治が家督  
を相続する。その女子は松尾言秀に嫁いでいる。宗治は日野  
地、豊田次郎三郎兼忠の娘を娶って一子を成し、永正十年  
(一五一三)嫡子明兼に譲つた。

正十四年（一五一七）十月吉祥日尊像が完成し華藏寺に奉安

された。ときに比丘元守三十六才であった。

明兼は松尾大蔵丞言秀の娘を娶り、一男一女をもうけ、嫡子は輔兼と言い、女子は平山左京亮に嫁した。

天文二十二年（一五五三）輔兼は元服し明兼の家督をつぎ豊田家も五代目となつた。明兼は四年後の正月四日死亡、法名を瑞岩道仙と号している。天文二十四年（一五五五）十一月、杉重輔から輔兼に「蔵人」許可の官途状がくだされた。永禄二年（一五五九）輔兼は、田原親賢から「式部丞」を給わり、更に八朔の儀につき親賢から祝詞を下されるなど、親賢の配下になつていたようである。

時あたかも永禄六年（一五六三）夏の頃、豊前の長野三郎が豊後の下知に逆意を示すと、宗麟は田原親賢に直ちに討伐すべく下知し、親賢は大勢を率い長野陣目指して馳せ向つた。この時輔兼は親賢に従い攻戦、陣中に於て粉骨忠貞に励み負傷した。

天正二年（一五七四）、封戸郷向野庄西屋敷名は七町八段四十三代であった。この内、豊田式部丞収納分は七町六段四十三代で、足田丹波守収納分は二段分である。この課役は一段当たり五十文で賦課され、合計すると三貫八百四十三文（銀

九十六文目七輪三毛）であった。増・免の制度もあり、また検見制度もとられているなど、大友直轄領の課徵方法等を知ることができる。

天正四年（一五七六）十月、豊前の諸士の内には豊後の下知に反発する者が多く、田原紹忍は波多大学助鎮直に、大勢を指し副え所々に発向するよう命じた。鎮直の指揮下、輔兼は長野和泉守・平山左京亮・長野七郎・疋田左馬助と共に参戦、十日交替で尾長居切寄に入番した。そして十一月十五日尾長居の辛労に対し感状が発せられた。このように大友氏は豊前の事態に対し、地理的条件に最も適した、この地域の諸士を出動させていた。

天正六年（一五七八）日州表の合戦のときは、文書がなく参戦を確かめることができない。また天正八年（一五八〇）主家大友氏が重臣田原氏を殲滅に追い込んだ鞍懸・安岐両城の攻戦にも輔兼の出陣はみられないのはどうしたことであるか。ちなみに向野村華藏寺に於てたびたび叛乱が起つたため、天正八年十二月六日大友義統は田原紹忍に書状をもって誅伐するよう申し付けている。輔兼は地元に起つた事件だけに為ん方なく鎮定に勤いた。輔兼の働きについて後日義統は

塩手兵部少輔を檢使として派遣している。その結果は十二月二十日、大友義統から戸板（豊田）式部丞にあて感状が寄せられた。宛名が「戸板」と署名されていることは、豊田氏がこの乱に何か関わりがあつたことをしのばせる。以後天正十年（一五八二）まで豊田氏は「戸板」を名乗った。

天正十一年（一五八三）四月七日、田原紹忍は豊田壱岐守・榆木右近佐両名に対し、古瀬原の防戦に出動するよう要請している。

輔兼は宇佐郡麻生、木内兵庫助の娘を娶り三人の子持ちであった。嫡子を彦三郎清兼（継吉）二男を善内充輔賢と言い女子は立石の渡辺孫左衛門に嫁いだ。天正十三年（一五八五）輔兼は継吉に家を譲った。継吉（西兵衛）の妻は藤原氏から來た。

大友氏は、元祖能直から既に二十一代、宗麟の時代は九州六ヶ国を領しその威光は西海に輝いていた。然るに日州表の敗北に武将の多くを失つたが、ときの総大將田原紹忍は敗戦の恥辱を顧ず、義統の側近を務めていた。かくて大友氏の武力は昔日の如くには振るわず、日増しに落陽の一途をたどっていた。

天正十四年（一五八六）九州は大乱に陥り、島津の大軍が豊後に侵入、諸城は落とされ、遙々来る四国の援軍、長曾我部信親は士卒諸共、りょうせんおも靈山風し吹きまくる戸次川で武運拙く川原の露と消えた。島津の猛威に屈した大友義統は高崎城から龍王城へと逃れた。

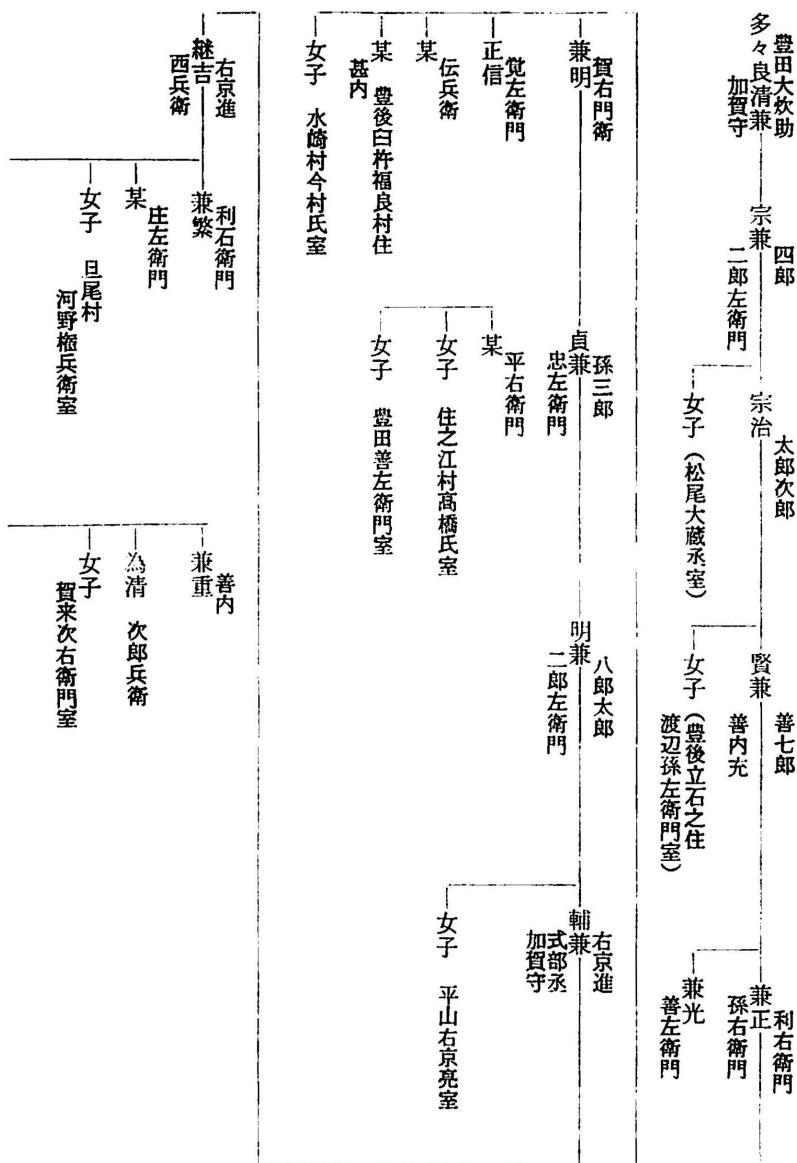
天正十五年（一五八七）五月、大乱は治まり、豊前国は黒田勘解由孝高の所領となつた。黒田氏入部によって、以前の給人は悉く所領を召し上げられ、返逆の者は残らず誅伐された。このとき継吉の知行分は一旦召し上げられたが、当地は豊前・豊後の国境とて、改めて申し付けられた。継吉は再三辞退したが、國命をもつて仰せ付けられ、庄屋職を勤めることになった。

文禄元年（一五九二）継吉は三十六才の若さで此の世を去つた。この時、嫡子虎寿丸は五才・二男千徳丸は三才であつた。継吉死後は、舍弟輔賢が庄屋職を継承した。その傍、輔賢は亡兄の幼児を我が子のように可愛がつていた。

慶長五年（一六〇〇）黒田氏は筑前国へ御国替えとなり、豊前は細川越中守忠興の所領となる。その冬御入国、豊田氏は先例の通り庄屋職を勤めることになった。

豊田系図 1 (卷物)

七六



女子 矢部善兵衛室

清知 賀右衛門

清宣 賀右衛門

水取村 清末庄右衛門室

女子 平ヶ倉村  
岩男又左衛門室

女子 下来細村  
賀右衛門娘  
惟永寿平室

男

慶長十八年（一六一三）虎寿丸は二十一才となり、利右衛門兼正と称した。輔賢は庄屋職を兼正に譲り、寛永六年（一六二九）三月二十日死去、法名を淨西道膳信土と号した。輔賢の妻は山村の阿部賀右衛門の娘で二人の子持ちであった。

寛永九年（一六三二）細川忠利は肥後國へ御国替えとなつた。その後豊前は龍王城主松平丹後守重直の治下となる。然るに奉行人の仕置が厳しく村は困窮、百姓は悉く逐電した。その折、百姓逐電は庄屋の責任とされ、このため庄屋も困つた寛永十六年（一六三九）六月、松平重直は豊後の高田城に居城をかえた。同年冬、兼正は妻子を引き連れ、豊後臼杵に引越し、臼杵城主稻葉石京亮一通の内、安部六左衛門（姻戚

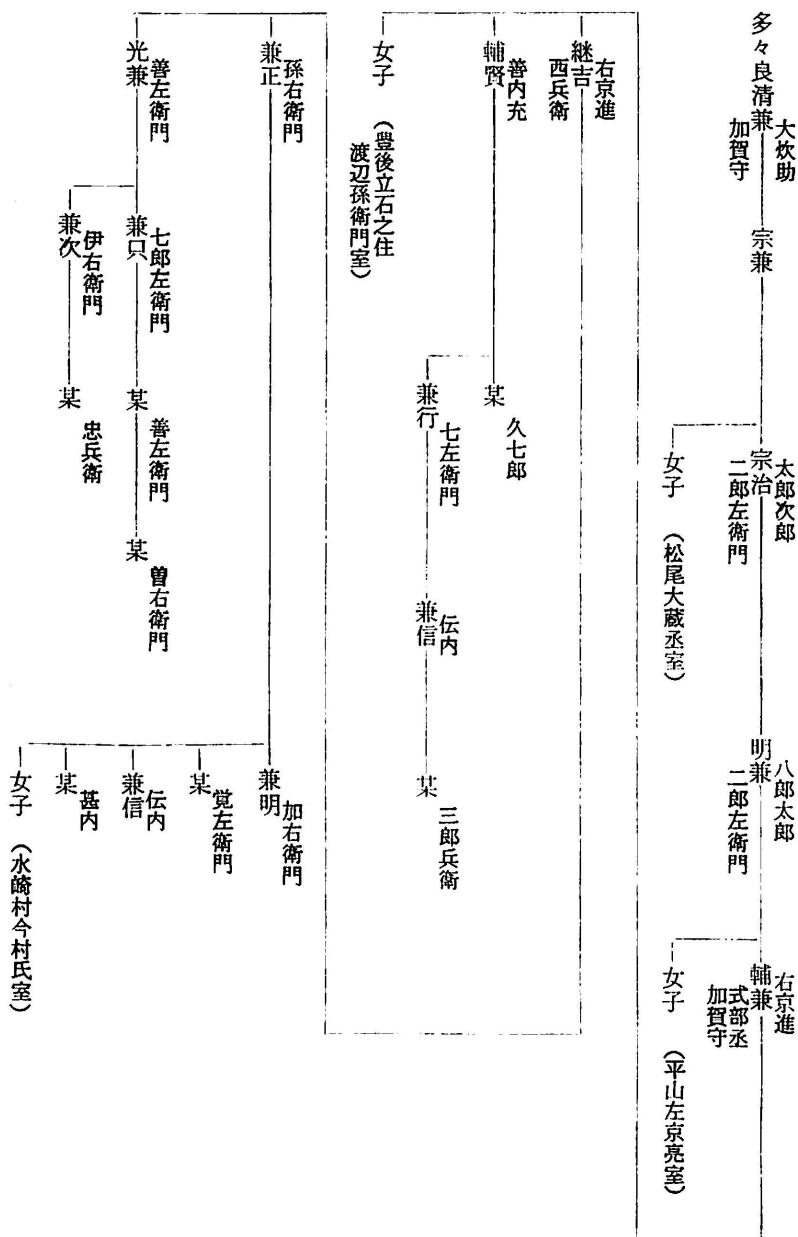
の身内）を頼り、福良村に居住していたが、寛永十七年（一六四〇）九月二十四日兼正は風病に罹り死亡した。法名覚翁宗正信士と号す。

兼正の妻は山浦の安部藤左衛門の娘で、男子四人、女子一人あつた。嫡子兼明・二男覚左衛門・三男伝内・四男甚内・女子は水崎村今村氏に嫁した。兼正亡き後も、六千石の代官職六左衛門のもとで母子六人が不自由なく暮していた。役人の小畠弥七郎とも懇意になつていた。

臼杵に行つて二、三年、漸く住み慣れた頃、西屋敷は国境なる所以、是非帰宅され先規の如く相勧めるよう再三高田から沙汰され、兼明は詮方なく、寛永十八年（一六四一）秋、

豊田系図2 (本系) (全文)

七八



未弟甚内一人を臼杵に残し帰宅した。早速高田へ罷り出で、庄屋職を引き受けた。その折、臼杵での難儀を劳われ、白銀並びに米を拝領している。

正保二年（一六四五）松平英親は木付城へ移封。中津城主小笠原信濃守長勝の所領となつたが庄屋職は継続した。

兼明は江嶋村仲村太左衛門の娘を娶り、男子三人・女子二人をもうけた。嫡子金蔵は早世、二男を孫三郎貞兼・三男を平右衛門と言つた。女子は住ノ江村高橋氏・豊田善左衛門に嫁いだ。寛文九年（一六六九）家を貞兼に譲り、二年後の寛文十一年（一六七一）兼明は没した。法名一天宗雲と号す。

貞兼は宇佐郡荒木村、乙咩太左衛門宇佐公利（乙咩八幡社神職）の娘を娶る。寛文九年（一六六九）秋、当地は松平主殿頭源忠房の所領となつたが、飛び地なるゆえ陣屋が置かれた。貞兼は庄屋職を仰せ付けられ相勤め、領内の検地の際は豊前・豊後の大境等を末々達乱なきよう案内した。

華藏寺は先祖清兼建立以来、天正の争乱で法脈が半ば断絶

亡父兼明は寺宇の衰靡を嘆いていたが再建を果せなかつた。

貞兼は頑力を発し、延宝元年（一六七三）一字を建立、沙門宗吾を中興禪師として再興した。この時華藏寺は横手村（現

国東町横手）泉福寺の末寺となつた。更に、本師世尊の尊像を彩画し奉安した。貞享三年（一六八六）、貞兼は西屋敷村の氏神社・貴船大明神の社殿を建立した。今宮殿は豊田家の祭神で、元禄十年（一六九七）から、夏は六月十五日、冬は十一月十五日を祭日と定め、華藏寺住職を迎えて祭典を催した。宝永二年（一七〇五）御馬下八幡宮の拝殿を造建、正徳五年（一七一五）春、御宝殿石玉垣を造営している。

貞兼に男子三人・女子三人が有つた。男子は嫡子利右衛門兼繁・二男清七郎・三男賀右衛門清宜といい、女子は、旦尾村河野樟兵衛・矢部村矢部善兵衛・平ヶ倉村岩男又左衛門にそれぞれ嫁した。元禄十二年（一六九九）貞兼は、家を嫡子利右衛門兼繁に譲り、享保十年（一七二五）十一月二十七日死去。法名圓室授賞居士。妻は享保五年（一七一〇）十一月五日死亡。法名全心淨機信女といつた。

兼繁は妻を住ノ江村高橋氏から迎え、元禄十二年（一六九）以来、松平主殿頭忠矩の代も庄屋職を勤めた。

豊田家伝を書き残した豊田賀右衛門多々良清宜は、宝曆十一年（一七六一）六月二十九日、遂に此の世を去つた。法名圓翁良通信士。過去牒には忠左衛門三男、加右衛門と記され

てゐる。

豊田家の文書や相伝の由緒は、西屋敷の豊田氏を知る証しとなる。

### 豊田家伝

周防國大守大内家者／其先百濟國臨聖太子／之苗裔にて代々

防洲／山口城ニ在城し給ひ、武門／之統領たり、與ニ大内之

／庶流豊田氏ハ代々／長柄豊田庄ニ居住シ／武名有之、然ニ

貞治之比／謔者之難ニ依テ本國を退、／豊州宇佐江赴、則大

宮／司昵近ニ依テ暫宇佐江／滯在有、然ニ豊田大炊助／多々

良清兼三至テ豊後／國大守大友修理太夫／親世公ニ致出頭、

清兼由／緒等委赦言上シ奉る、則／達上聞ニ、清兼ニ字佐郡

／向野庄を被宛行、清兼／領掌仕、西屋敷ニ居住有、／當地

ハ往昔より清原氏／代々居住せし所也、其遺／跡を下シ給ひ

しなり、／

豊田家紋左三ツ巴／當家元祖よりの氏神／弁財尊天／當邑居  
住より以降／御馬下八幡宮奉崇敬也、／當邑に花藏寺と号シ

テ／寺跡有、其比法脉断絶シ／寺宇悉破壊したる古跡／有、

清兼奉建立請／無陰爾禪師を開山祖ト／シ、深佛乗を奉崇敬

所也、／清兼晩年に加賀守ト号、／清兼妻ハ清原氏ヲ娶ル、  
／一子有、次郎左衛門宗兼ト号、／宝徳式年家を宗兼／に相  
続有、／

宗兼若年ニ四太郎ト号、ト号シ、／妻ハ清原氏ヲ娶テ二子有、  
嫡子太郎次郎宗治ト号、／女子有松尾言秀妻、／延徳元年

ニ家を宗治ニ相續有、状有、

弥勒寺領向野庄／西屋敷次郎左衛門跡之／事嫡子太郎次郎  
所申付也、仍而諸御公／事諸済物等事如／前々可勤之、若有  
無／沙汰之儀者可改下地／之状如件、

延徳元年 十一月廿四日 宗継 判

弥勒寺領と有之事ハ往古／より宇佐郡ハ宇佐御神／領ニ而殊  
ニ當郷ハ弥勒寺／御領ニ而有しとなり、其内を／當家江被宛  
行候故弥勒／寺領と有之也、當庄之内／御神領之分も諸事當  
家／より下知を加へ候なり、／

宗治若年ニ太郎次郎ト号、／妻ハ豊後日野地住豊田／次郎三郎

兼忠娘を娶、一子有八郎太郎明兼ト号、／永正十年ニ家を明  
兼ニ相続有、

明兼若年八郎太郎ト号、壯年ヨリ次郎左衛門と号、／妻ハ松尾大藏承言秀娘  
妻、／豊後日野地名之事永正／十年ニ當家江御預ケ有、／

立石村之内日野地名之内／弥藤五郎分并くすね／つか相そへ

大永三年十一月廿九日

預ケ申候、恐々／謹言、／

松田兵衛少輔秀貞判

永正十年三月廿日 豊氏判

西屋敷八郎太郎殿

山香郷立石之村／日野地名之内／毫段半之事已前／加抱半合  
式反分之事／預ケ置候、諸公事ハ／前々可為准候、恐々／謹  
言、／

十月十六日 豊氏判

西屋敷次郎左衛門尉殿

永正年中ニ花藏寺住持／毘丘元守両尊之像を／彩畫奉ん事を  
願望／有、依而明兼助成を／加江永正十四年ニ彩畫シ／奉

天文四年乙未九月十日 明兼判  
明兼ニ子有、嫡子式部丞／輔兼ト号、女子有平山／左京亮妻  
次郎左衛門當知行之内／松の本口三升まき今／度さん子為祈  
念、雖／前々子細候、今宮殿為／神田自當毛志附如件、／

天文四年乙未九月十日 明兼判

明兼ニ子有、嫡子式部丞／輔兼ト号、女子有平山／左京亮妻  
ト成ル、天文廿／式年二家を輔兼ニ相／續有、／

明兼 天文廿四年正月四日死

法名 瑞岩道仙ト号

輔兼 若年八郎太郎

ル、則銘文有、／瑞岩山花藏寺住持／毘丘元守生年三十六  
重奉彩畫両尊／像漫茲功德ニ世安／粢證佛果殊合力／栴那當  
村餘郡人々／諸願滿足災殃消／滅國家安平郷庄／鎮護五穀豐  
登者也、／

旨 永正十四丁丑天十月吉祥日

豊田多々良宗治  
同苗 明兼

晩年 加賀守

妻ハ宇佐郡麻生木内兵庫／助娘を娶、／

加冠／輔兼 仲原重輔判

くしきつか之事、先／書之趣令披見候、為／我等執合土貢卷

天文廿武年十一月六日

斗／八升定也、殊ニ御段錢／是又ほんそう專一候、／

西屋敷八郎太郎殿

弥勒寺御領向野庄之内／親次郎左衛門抱分西屋敷／名田之

七月廿七日

親賢 判

事、貴方相續／領掌不可有相違之／由候、然者年貢所當等之／事全令弁償可相抱／者也、但自然無沙汰之／時者可改下地之狀如件、／

天文廿貳年

十一月六日

芝原木工允

志井和泉寺高重行 判

西屋敷八郎太郎殿

天文廿三年八郎太郎ヲ右京進と／改号、／

官途

藏人

天文廿四

十一月十三日 刑部丞 奉

菟余田右京進殿

永祿二年田原近江守源親賢／式部丞ヲ給、／式部丞望之由可

／存知候、恐々謹言、／

十月廿二日

親賢 判

豊田右京進殿

為八朔之儀兩種到来／祝着候、尚有永河内守／可申候、恐々

謹言、／

永祿六年之夏之比豊前國諸士／之内長野三郎豊後之下知を／背逆意を企ニ依而田原近江守ニ／有御下知叛逆之輩不移日時可有追伐旨被仰出、因茲、親賢大勢を率シ長野江發／向之

刻輔兼令出勢以同陳／粉骨之効有、親賢感状、／雖為無足度々／出陳願馳走候、／剩於長野陳／被疵粉骨之次第／にて無忘却候、弥被／勵忠貞候者相應可／顯心、差事不

存餘／儀候、猶有永河内守／可申候、恐々謹言、／

五月廿九日

親賢 判

豊田式部丞殿

大藏親子連々わやく／仁之條、成敗之儀忍公／被申付候、方角之儀候／条馳走千要候、於巨／細者上介可申候、恐々／謹言、

十月十八日

鎮直 判

豊式まいる

岩丸成敗付而彼方／一跡之事至疋田左馬助／申付候、然處ひのち名／之内敷在地之事其方／先祖賣地之子細候哉、／雖無餘儀存候、至疋太／契約申候間今更不及／覺悟候、然者其方

事も／從最前至拙者被寄／心候事もたしかたく／存候間、御抱分之名田／五段分計けん見可申付候、／相残所之儀ハ可有御存／知候、夫丸之事ハ前々様ニ／御馳走肝要候、恐々謹言  
霜月一日 鎮直判 豊田式部少輔殿

向野之庄七町八段／卅三代之内西屋敷／名之事、忽名並二六  
／段分御段錢可被相益候、向後為存知／之状如件、  
天正貳年甲戌 潤十一月四日 有永河内入道  
豊田式部丞殿 騒貞判

封戸郷向野庄之内／豊田式部丞方抱分七／町八段卅三代此内各別  
武段延田丹波守／残而七町六段卅三代分段錢／秋納壹段前五  
ニ収納、十文通之事、合三貫八百四十三文者銀九十六文目／右請取  
所如件、

齊藤隱岐入道代今村兵庫入道 判  
天正貳甲戌年壬十一月廿六日 紹人判  
六寮代 平山左京亮殿  
長野七郎殿 豊田式部丞殿

今度以波多大学佐／同陣別而馳走之由、乍／案中感悦候、然

者／大学佐事為尾長居／入番易差遣候日數／十日替候之間一  
天正四年十月豊前国諸士之／内三豊後之下知を背逆意を／企

族多ク有之、依之田原紹忍／波多大学助鎮直ニ大勢指副／所  
々江發向之刻當鄉之諸士出勢／可致旨紹忍被仰出、依而輔兼  
／等出勢叛逆之輩悉討／伐有、相繼き宇佐郡於尾長／居切寄  
波多鎮直差籠／惡黨討伐可有旨從紹忍／被仰付、依之当郷士  
弥可有出勢由／鎮直廻文、

猶々まれまれ儀ニ候間／御馳走可然候、／今度御勤付而御馳  
／走之儀則申聞せ候、祝／着之段被申候、殊ニ我等／事至尾  
長居被差遣候、／就夫各一番手御馳／走候へかしと被申候、  
十日／之逗留にて候間各御辛／勞御出待申候、手火矢／衆す  
くなく候間御こと／わりにて候、於子細者／内膳可申達候、  
恐々謹言、

十月廿九日 鎮直判 封戸郷向野庄之内／豊田式部丞方抱分七／町八段卅三代此内各別  
武段延田丹波守／残而七町六段卅三代分段錢／秋納壹段前五  
ニ収納、十文通之事、合三貫八百四十三文者銀九十六文目／右請取  
所如件、

天正貳甲戌年壬十一月廿六日 紹人判  
六寮代 平山左京亮殿  
長野七郎殿 豊田式部丞殿

珠阿判

番手／可有同心事可為祝／着候、各每事心懸／之次第必對大

學佐／可申候、恐々謹言、／

十月晦日

紹忍判

長野和泉守殿

平山左京亮殿

長野七郎殿

豊田式部少輔殿

疋田左馬助殿

今度至尾長居／切寄波多大学佐／差籠候處、以同陳／別而辛

勞之趣令感／悅候、重々來ル十八／至宇佐表出馬之／儀定候

条取及心／御馳走恐入候、何様／可顯其志之段委敷／波大可

被申候、恐々謹言、／

霜月十五日 紹忍判

豊田式部丞殿

天正八年庚辰十二月向野／花藏寺謀略之企重々／露顯之段、

御屋形田原／紹忍ニ有テ御下知、彼逆徒等／不移時日を拗取

可差出／旨被仰出、

急度染筆候、仍而向野村／花藏寺事重々謀／略之儀不隱便

候、紹忍／被官之由候条早速拗／取可被差出事肝要候、／同

西屋敷式部丞殿

十一月十五日 鎮直判

類之族誠置候条、自／然逐電之儀候而ハ不可／有曲候、猶以

閉目之輩／在之条御口上申候、堺目／覺不可過之候間繼夜／

於日賢固可被申付事／專一候、為御存知候、恐々／謹言、／十二月六日 義統御判

田原近江入道殿

依此御書ニ紹忍被官候者／共人數被差遣、且又豊田／式部丞

事方角ニ候条、別而／馳走可有旨被仰付、依之／輔兼勵粉骨

候、叛逆之族／責伏惡黨拗取差遣ス、／輔兼粉骨之趣依不淺

則／紹忍賀書被遣、／

波多大学助鎮直添書

猶々花藏寺／寺職之儀從疋田／方被申候儀共ニ／候得共御意

ニ／應問敷／由候間可得／其意、／

昨日者花藏寺就御／成敗之儀被官之者共／差越候之処、乍安

中／被添心候事新敷不及申候、／至忍公茂則遂披露候、／為

辛勞賀書を差／遺候条珍重候、於弥／貞心之儀頼存候、然者

／手火矢之儀能々被申／談子細承度候為一札／一人差速度

候、頼存候、恐々謹言、／

華藏寺誅伐之刻／別テ辛勞之由其聞／寔感悅候、必追而一

豊田式部丞殿

陵可賀之候、恐々謹言、／

十二月十五日

紹忍判

西屋敷式部丞殿

今度御勤ニ付、輔兼別而馳走之趣從紹忍委細被相達ニ付

豊田善七郎殿

為檢使塙手兵部少輔／被差遣、今度輔兼粉骨之次第御感被為成之旨被仰聞、／堺目之儀弥靜謐ニ可相守旨被仰出、／義統公御感狀、

輔兼ニ男善七郎ニ善内充ヲ賜、  
善内充望之由／可存知候、恐々謹言、／

十一月廿七日

紹忍判

天正十一年古瀬原御防戰之刻／出勢被仰付、／御出勢近々候条／各別而可致馳走／事可為祝着候、／每事不可有油斷候、  
恐々謹言、／

卯月七日

紹忍判

豊田壹岐守殿

榆木右近佐殿

十二月廿日

義統御判

戸板式部丞殿

天正十一年ニ式部丞ニ／加賀守ヲ賜、

加賀守望之由／可存知候、恐々謹言、

十二月廿三日

紹忍判

豊田式部丞殿

為八朔之儀兩種／到来祝入候、猶／有永河内入道可申候、恐

々謹言、

八月一日

親盛判

其後ハ又本名ヲ名乗シなり、  
天正十一年ニ壹岐守を賜フ、  
壹岐守望之由／可存知候、恐々謹言、／

十一月廿七日

紹忍判

田原近江守親賢入道シテ紹忍ト／号ス、代継田原与兵衛尉親

盛ト号ス、

天正十五年正月輔兼嫡子／彦三郎清兼ニ武藏守鎮繼／官途實

名ヲ賜、

右京丞継吉所望／之事、令領掌之／状如件、

天正十五年正月十四日

武藏守鎮繼判

豊田彦三郎殿

輔兼男子武人女子一人／有嫡子彦三郎清兼と号ス、／天正十五年ニ右京丞継吉と／改名、二男善内充輔賢ト／号、女子ハ豊後立石之住／渡邊孫左衛門妻と成ル、／

天正十三年ニ輔兼家ヲ嫡子／右京丞継吉ニ相續有、／輔兼ハ天正十八年四月二日ニ死／去也、／法名永岩淨融ト号、／継吉若年彦三郎壯年右京丞西兵衛／妻ハ藤原氏を娶ル、／継吉家を相續有相勤候／處ニ、天正十四年冬より／九州大乱有之、同十五年之／夏豈前國ハ黒田勘解由／吉孝公御領ニ成、則御入国／有當國之給人等悉所領／被召上相逆人々ハ不殘誅／伐有之、其砌継吉知行／分被召上、然共當所ハ両／豊州境之要路たる之間／庄官職可相勤之旨被仰／付、継吉再三辞退雖／致國命難點止、天正十五年冬庄官職相勤、則／仮名西兵衛と改、継城／有之、御領中御改之節兼正ニ不相替役儀被仰付、則／

吉二子／有、嫡子虎壽丸、二男千徳／丸と号、然ニ文禄元年正月／廿六日継吉行年三十六才／にて死去有之也、／法名春

花道公ト号、／継吉子共依為幼稚、一跡弟善内充輔賢ニ被仰付、／輔賢御請申上相勤、其時虎壽丸五才、千徳丸三才

ニ成ル、輔賢養育して／恩己の子之如し、／輔賢若年善七ヨリ善内充／妻ハ宇佐郡山村阿部賀右衛門／娘を娶ル、／輔賢家を相續有之、／黒田吉孝公御代勤之、／然處ニ慶長五年之秋

吉孝公筑前國江御国替／被遊、豊前國ハ細川越中守／源忠興公御領ニ成、慶長五年之冬御入國被遊國／中御政道之節

善内充／先例之通庄屋役可相勤／旨被仰付、則忠興公・忠利公御代相勤、善内充ニ／子有、嫡子久七郎・二男七左エ門と号、然ニ甥虎壽丸成人／致利右衛門兼正と号、慶長八年家を兼正ニ相續有、／善内充ハ寛永六年三月／廿日ニ死去也、／法名淨西道膳ト号、／兼正若年利右衛門ヨリ孫右衛門ハ豊後山浦安部藤左衛門／娘を娶ル、／

兼正家を相續有、細川／忠利公御代相勤、然處ニ寛永九年ニ忠利公肥後／國江御国替被遊、當國ハ寛／永九年より松平丹後守／源重直公御領ニ罷成御入／部被遊、豊後高田江御在城／有之、御領中御改之節兼正ニ不相替役儀被仰付、則／

重直公・重之公御代相勤、／然處ニ奉行人仕置悪敷、／當村  
以外致困窮百姓、悉ク逃散仕當村及亡所候、／然間從公儀  
百姓逐電、仕事庄屋役人不届ケ候間、急度可申付之由御沙汰  
有之ニ付、百姓逐電仕上ハ、罪科無掩事と存、寛永、十六  
年之冬嫡子甚内并妻、子以下不残召連當所、立退豊後臼杵江  
引越、／臼杵城主稻葉右京亮、忠通公之御内安部六左衛門と  
申人六千石之代官職相勤、／此人甚内母方之外白男に  
て有之、彼人を頼則御城下近所福良村と申所ニ、居住仕、  
彼所役人小畠弥七郎、と申人懇意に有之候故何ぞ、無滞相暮  
せし也、然處ニ兼正、与風病惱有之、終三寛永十七年九月  
廿四日臼杵ニ而死去有之、法名、覺翁宗正ト号、兼正  
四人女子壻人有、嫡子賀右衛門兼明二男、覺左衛門三男傳  
内四男、甚内女子八水崎村今村氏、妻と成ル、  
四男甚内と申ハ、兼明帰郷、之節福良村ニ相残り永く、居住  
仕、息有作平ト号、女子壻人有、元禄十年八月廿八日臼杵  
ニ而死去、法名桂秋宗節ト号、兼明白杵江居住致之處  
ニ、兩三年之後高田從御公儀、仰被下之趣、西屋敷村ハ國  
境之儀ニ有之間先規より之、役人無之候而叶間敷事ニ候、間  
前々之儀何事も御赦、免被仰出之間賀右衛門、儀早速在所江

帰宅可致、旨仰被置然者賀右衛門、再三辞退仕之処ニ其後御  
役人方々以御書を被仰聞、旨其方事在所立退くニ付、在所  
江帰宅之儀再三辞退、致之遂尤之由御公儀江も恩召、被上之  
段被仰出、其方事、國境と申、先規より之役人ニ候間、前々之  
儀一切御免之旨、被仰出候間早速帰宅可、致旨被仰遣、賀右  
衛門此御書拝見仕難有奉存、御請申上、寛永十八年之秋在  
所江帰宅仕早速萬、田御役所江能出、私事重、科御赦免被仰  
付難有、奉存之旨御礼申上候處ニ御役人方々被仰候ハ、其  
方帰宅之事御上江申達候處ニ前々之通役儀可相勤旨被仰  
出、殊ニ永々浪人難儀可致、段御察被為遊、為御救、白銀  
并八木拝領被仰、付難有頂載仕、庄屋役、御請申上相勤申也  
兼明若年甚内  
壯年ヨリ賀右衛門、妻ハ江嶋村仲村太左衛門娘、娶ル、  
寛永十八年臼杵方帰宅仕、役儀相勤候處ニ正保二年より  
御公領ニ被仰付、中津城主小笠原信濃守、長勝公御預ケニ被  
成、是又不相替相勤申也、  
兼明男子三人女子武人有、嫡子金蔵早世承応三年  
六月三日死亡、法名

涼月幻受ト号、二男孫三郎貞兼、三男平右衛門女子壻人  
住之江村、高橋氏妻、壻人豊田善左衛門、妻、寛文九年ニ家  
ヲ貞兼ニ相續有、兼明寛文十一年九月十七日死去也、

法名 一天宗雲ト号、

前住殊室勝公禪師 天正二甲戌天 此牌計相殘申也、

二月八日

貞兼 若年ヨリ孫三郎 晩年ニ至テ忠左衛門 妻ハ宇佐郡荒木村乙咩 太左衛門  
宇佐公利娘ヲ娶ル、乙咩氏ハ乙咩宮之神職也、貞兼寛文  
九年ニ家ヲ致相續、相勤候處ニ同年之秋當國ハ松平主殿  
頭源忠房公御領ニ罷成、肥前国嶋原城江御在城有、御領  
内御仕置御改之節貞兼江不相替役儀被仰付相勤也、御領

内忽檢地被遊候節御案内仕、其外豊後豊前大境等相  
改、末々途乱之無様ニ貞兼代ニ改置者也、

瑞岩山花藏寺ハ先祖清兼建立シ、洛陽東福寺末山と成、

先祖代々奉崇敬所也、雖然天正半之比世上錯乱之刻法昧  
断絶シ、寺宇悉ク衰廢し漸兩尊之像計残連り、父兼明寺  
宇を建立せん事を寛文年中ヨリ願望雖有之、願望不満  
シテ卒ス、因茲貞兼願力を發シ遂ニ延宝元癸丑年一字ヲ

建造シ、豈後國泉福寺末山と成ル、助成之沙門宗呑<sub>丘</sub>

為中興候、且又本師世尊之尊像を新ニ莊嚴シ奉安置、開  
闢<sub>闢</sub>、應安元戊申年壬午延宝元癸丑年迄三百六年ニ成、從應  
安元年寛延四年迄三百八十五年成、開山より以降世牌等有

之候得共寺破壞之節悉廢果致、只今迄相残ハ開山無陰  
爾禪師<sub>應安元戊申天</sub>前住雲岩澤公禪師<sub>永正十一年申戊天</sub>  
七月七日

御馬下八幡宮ハ宇佐宮之末社ニ而他ニ異靈社也、當家先  
祖代々奉崇敬攸也、因茲貞兼益々御神徳奉敬常々願望  
發、終ニ正徳五年乙未御寶殿石玉垣奉建立、且又前宝  
永二年拝殿一字奉造立者也、

貞兼男子三人女子三人、有嫡子利右衛門兼繁・次男清七  
郎・三男賀右衛門清宜、女子老人八旦尾村河野樟兵衛妻

壻人ハ矢部／村矢部善兵衛妻、壻人ハ／平ヶ倉村岩男又左衛

門／妻と成ル、／

元禄十弐年ニ貞兼家ヲ／嫡子利右衛門兼繁ニ相／續有、貞兼

終ニ享保十乙巳／十一月廿七日死去、

花藏寺中興開基／法名 圓室授覺居士／妻ハ享保五庚子天十

一月五日死去／法名 全應淨機信女

兼繁 利右衛門／妻ハ住ノ江村高橋氏娘ヲ娶ル／元禄十弐年

右家ヲ相續シ／松平主殿頭忠矩公御代相／勤也、／

右當家由緒之事老父／貞兼委細語聞せ候趣予／承傳候、雖然

末々ニ至テハ／先祖之行跡由緒等も不知ラ／様ニ成可申と存

予承傳候／事ハ其通を書記、證文／有之事ハ其通りを写置候

間以此趣能々先祖之由／緒等可存知一事也、誠ニ老父／貞

兼信心深ク當邑之／寺社悉致建立奉崇／敬所也、其外何事ニ

よらす／尤當家之為中興、／然者先祖之行跡を不失／不と思

非儀／不行／非道を／／仁義ヲ專ニシ慈悲第一ニ／して佛神三

宝を於／奉崇敬者佛神之叶／冥ニ慮ニ永子孫ニ可レ傳ニ／榮

耀ヲ／者也、

寛延四辛未年／中夏上旬

豊田賀右衛門／多々良清宣／記之

【参考】

寛保元酉歳

過 去 牌

清和上旬

天正十八 四月二日

永岩淨融信士

豊田加賀守多々良兼清事

式部少輔共

右京共

慶長二年

西慶妙行信女

十一月十三日

天正十三 乙酉

帰眞

慶長二年

西慶妙行信女

十一月十三日

天正十三 乙酉

月心妙安信女

五月廿一日

天文八 庚午

皈眞

天文二十六

坂真	道仙信士	六月 三日 加右衛門子
正月 四日 文祿元年	春花道心信士	五月 八日 加右衛門室
坂真 寛永六	加賀嫡 西兵衛事	夏雲妙涼信女
淨西道膳信士	己巳 西兵衛弟	寬文三 癸卯
三月廿日 善内貳 山城共	九月廿四日 西兵衛嫡男 孫左衛門貳	坂元 一天宗雲居士
寛永十七	正保二 乙酉	九月十七日 孫右衛門長子 加右衛門貳
覺翁宗正信士	妙雲往生位	延宝二 甲寅
坂真 九月廿五日 孫右衛門室	十二月二十五日 孫右衛門弟 善左衛門貳	二月十六日 善左衛門室
积尼 功岸玄忠信士	寛文元 辛丑	六月十八日 金丸分 七郎衛門室
坂真 九月二十六日 承應三 甲午	正保二 乙酉	万治二年 妙宗不退
涼月幻夢信士	妙教不退	六月 三日 茹宇田分 伊左衛門室
坂元	淨室了清信士	延宝六 丁午
	二月十七日 孫左衛門三男 伝兵衛貳	

天和三 禅亥

古潤貞泉信女

坂元

四月 七日

天和三 甲子

来繩分 伊左衛門後室

祝尼

妙安不退

二月 九日

忠左衛門下女

帰元

貞享三 丙寅

別山正傳

五月 七日

七郎衛門子

龜千代貳

貞享四 丁卯

春霜淨鶯信女

九月 四日

覺左衛門室

元禄三 庚午

江天淨雲信士

孫

左衛門二男

坂元

二月二十九日

覺左衛門貳

元禄六 西

貞秀童女

早世

九月十三日 忠左衛門女

元禄十 丁丑八月廿八日

坂元

桂秋宗節信士

孫右衛門四男

甚内事

豊後白杵福良村住死ス

元禄十一年

早世

綠草童女

五月十七日 里右衛門下女

帰元

長安道寿信士

七郎衛門

長子

元禄十一寅

四月二十六日

喜平次貳

帰元

燈外祖傳信士

善左衛門二男

七月廿五日

伊左衛門貳

元禄十三庚辰

花桜妙林信女

坂元

三月 五日

覺左衛門女

元禄十三

庚辰

松岩久柏信士

加右衛門二男

坂元

六月二十九日 平右衛門貳

元禄十四 己

月山智光童女	十一月 五日	里右衛門母	九二
九月二十六日	里右衛門女		
宝永六年 丑			
夢心淨醒禪定門			
坂真			
四月十四日	里右衛門下男		
正徳三 巳			
清雲淨閑信士	善右衛門嫡男		
九月 五日	七郎右衛門事		
正徳六年			
如幻童女			
早世			
申 七月十一日	里右衛門女		
享保二 酉年			
峰禪童子			
十一月十三日	庄左衛門子		
享保三 戊年			
霜雪童子			
早世			
十二月二十五日里右衛門下男			
享保五 庚子			
全應淨機信女			
帰真			
坂元			
六月 七日	忠左衛門下女		
坂元			
十一月 五日	里右衛門母		
享保五 庚子			
月窓貞心信女	七郎衛門後室		
九月 七日	喜平次母		
月溪善照信士	平右衛門長子		
六月二十九日			
享保八 卯年			
普皆宗賢信女			
十一月 五日	伝兵衛室		
享保八 癸卯			
秋月童子			
早世			
七月二十九日	庄左衛門子		
享保十 乙巳			
圓室授覺居士	加右衛門長子		
十一月二十七日	忠左衛門貳		
享保十二 未			
深了智海禪定尼			
坂元			

			早世	享保十二 丁未	帰真	自徳貞性信女	加衛門女高橋氏室
			繁茂童子	喜兵衛子	帰元	正月十日	忠左衛門妹
			寂然默禪庵主	伝兵衛養子三郎兵衛	元文三 午	元文三 午	忠左衛門女矢部氏室
			十月廿日	實覺左衛門長子	帰元	四月十日	里右衛門妹
			享保十九 甲寅		寢雲了真信女		
			幼松露谷童子	喜兵衛子	寔保二壬戌		
			十月二十三日	松之助貳	性海自見居士		
			享保十七 壬子		忠左衛門嫡男		
			玉室妙珠信女	加右衛門子	十月 七日		
			十一月二十五日	喜平次内	里右衛門貳		
			享保二十 乙卯		延享一 乙丑		
			固翁智堅信士	忠左衛門二男	忠左門女		
			八月 四日	庄左衛門貳	花室妙蓮信女		
			元文四 未		河野氏室		
帰元	阿容貞字信女	三郎兵衛室		三月十九日 旦尾			
四月十二日	喜兵衛母			寛延元 戊辰住之江村ヨリ			
元文三 午				蘭室恵秀信女			
				九月十二日 里右衛門室			
				寛延三 庚午			
				蘭庭童女			
皈空	九月 暉日	後里右衛門娘	早世				
	寛延三 午天	喜平次嫡男					
	天然自觀信士	曾右衛門貳					

九月廿八日

寛延四 未天

伊左門養子

帰空

鉄嵐仙舩信士

橋津邑ヨリ

四月初四日

忠兵衛貳

宝曆二 申天

庄左門娘

帰真

梅陰素香信女

甚助室

正月十二日

庄左門嫡男

宝曆二 申天

庄左門嫡男

坂元

道應宜中信士

帰元

的應智潭信士

正月十五日

平右衛門二男

七月廿日

森右門貳

坂元

里右門娘

帰元

圓翁良通信士

正月廿九日

忠左衛門三男

二月 前日

喜兵衛室

坂本

真海貞性信女

帰堂

加右衛門貳

宝曆五 戊天

後里右衛門子

帰真

明和二 乙酉 三郎兵衛嫡男

紅月童子

坂本

明道宗白信士

十月十二日

正月十六日

宝曆七 丑天

後里右衛門室

帰室

喜山妙慶信女

六月初二日

森右門子

早世 宝曆七 丑天 後里右衛門子

幼露童子

六月 二日

寶曆九 卯 出光村ヨリ

坂真 直室指月信女

宝曆十一 巳天 庄左門室

正月十七日

庄左門娘

坂元

的應智潭信士

正月十五日

甚助事

宝曆十一 巳天

忠左衛門三男

圓翁良通信士

正月廿九日

加右衛門貳

坂元

明和二 乙酉 三郎兵衛嫡男

坂本

本光妙性信女

帰真

平ヶ倉

正月十六日

岩男氏室

坂本

明和二 酉天 森右門子

帰空 江山淨雲信士

八月十七日 常作寅

宝曆十三 未三月廿七日

觀無淨念仁士

坂空 理右衛門下男久五良貳

閑窓貞月仰女靈

宝曆十一巳年

坂真 閑窓貞月仰女靈

理右衛門下男久五良母

明和五年十月十四日

坂元 觀翁道喜仰士靈

理右衛門下男長五良貳

安永四 未七月廿八日

坂真 妙悲仰女靈

理右衛門娘山香岩尾氏室

安永六酉四月廿日

坂一 綠樹智紅仰女靈

理右衛門娘江之熊氏室

明和六丑七月十五日

坂元 有室貞年仰女靈

寛政二庚戌歲

一閔透綱居士

六月廿有一日

寔庄左衛門二男父

理右衛門養子後理右衛門貳

寛政二戌十二月十五日

梅玉禪童子

寛政四子歲

綠窓貞紅信女

十二月廿三日

寛政五天

坂元 早世

本光童女

霜月十六日

文化元子年

禪庭自照信女

五月十日

幼顏童女

穎明童女

泡脆童女

同人子

同人子

庄左門子

次左衛門姉

森右門妻